

○経済産業省告示第二十二号
 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十一号)第五十九条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準(平成二十一年経済産業省告示第二十七号)の一部を次のように改正する。
 平成二十四年三月一日

経済産業大臣 枝野 幸男

- 3. ①(イ)の表1及び表2中「平成24年3月31日まで」を「平成24年6月30日まで」に改め、
- 3. ①(ロ)中「平成23年度中」を「平成23年4月1日から平成24年6月30日まで」に改め、
- 3. ①(ニ)の表1及び表2中「平成24年3月31日まで」を「平成24年6月30日まで」に改め、
- 3. ①(イ)中「平成23年度中」を「平成23年4月1日から平成24年6月30日まで」に改め、
- 3. ①(ロ)中「平成23年度中」を「平成23年4月1日から平成24年6月30日まで」に改め、
- 3. ①(ニ)の表1及び表2中「平成24年3月31日まで」を「平成24年6月30日まで」に改め、

附 則
 1. この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
 ○特許庁告示第四号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)第十四条第三項及び第十六条第一項の規定に基づき、特許長官が定める願書の作成方式及び磁気ディスクへの記録方式を次のように定める。平成十四年四月一日から施行する。なお、平成十四年四月二十五日特許庁告示第七号、平成二十四年三月三十一日改正、告示第五号。
 平成二十四年三月一日

特許庁長官 萩井 良行
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定に基づく願書の作成方法及び磁気ディスクへの記録方式
 1. 願書の作成方式 特許協力条約に基づく実施細則に規定するPCT-SAFEソフトウェアEASY Modeを使用した方式でなければならぬ。
 2. 媒体 提出される磁気ディスクは以下のいずれかに該当するものでなければならぬ。

2. 1. フレキシブルディスク
 日本工業規格JIS 6225号「90mm フレキシブルディスクカートリッジのトラックフォーマット(15916磁束反転/rad)」に記載のトラックフォーマットのもの(いわゆる1.44メガバイトのフレキシブルディスク)
 2. 2. 追記型コンパクトディスク
 追記型コンパクトディスク(以下「CD-R」といふ)。注、標準情報X0025号(平成12年)に準拠する120mm追記型コンパクトディスクとする。ただし、デジタルフォーマットのセクタモード(バート)とする。
 3. フォーマット形式 特許協力条約に基づく実施細則に規定するPCT-SAFEソフトウェアEASY Modeを使用した作成したフォーマット形式でなければならない。
 4. フォーマット名等 一つのフレキシブルディスク又はCD-Rには、一出願分のデータのみを、一つのフォーマット名で記録しなければならない。ただし、一つのフレキシブルディスク又はCD-Rに、一出願分のデータが入りきらないときは、複数のフレキシブルディスク又はCD-Rに分割して記録する。その際にはフレキシブルディスク又はCD-Rごとに異なるフォーマット名を付与して、記録しなければならない。
 5. ラベル等 フレキシブルディスクにはラベルを貼付し当該ラベルに、又はCD-Rにはデータ記録面と反対側の面(いわゆる「ラベル面」)に「PCT-SAFE」との表題を記し、さらに下記の項目に関する事項を記載しなければならない。記載する際には、各項目名に続いて、各項目に関する事項を記載する。
 (1) 「願書に最初に記載されている出願人の氏名又は名称(日本語及び英語への翻訳)」「出願人又は代理人の書類記号」
 (2) 「フレキシブルディスク又はCD-Rの通し番号(一出願分データを複数枚のフレキシブルディスク又はCD-Rに分割して記録する場合)例:全3枚中の2枚目の場合は「2/3」等」
 3. 1. 等
 ○特許庁告示第五号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)第七十八条(三)の規定に基づき、昭和六十一年九月二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正する。
 平成二十四年三月一日

第二号中「十八万七千七百円」を「十八万六千八百円」に改め。
 附 則
 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。
 ○国土交通省告示第二一九九号
 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
 平成二十四年三月一日

- 国土交通大臣 前田 武志
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 森幸苑沢
 次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 秋田県北秋田市阿仁前田
 字菅ノ沢 一四番 一号
 一八番 二番
 二一番 三番及び四号
 二七番 五号
 三二番 六号
 三六番 七号
 四〇番 八号
 四四番 九号
 四八番 十号
 五二番 十一号
 五六番 十二号
 六〇番 十三号
 六四番 十四号
 六八番 十五号
 七二番 十六号
 七六番 十七号
 八〇番 十八号
 八四番 十九号
 八八番 二十号
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 福島県白河市大信下小屋
 字大高内 二四二番 一号
 字裏山 六四番四 二番
 六四番五 三番
 六五番 四号及び五号
 六六番 六号
 六七番 七号
 六八番 八号
 五〇番 九号及び十号
 四九番 十一号
- (三) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 ポンケラノ沢
 次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 福島県東白川郡棚倉町大字大梅字大岩平
 三七一番 一号
 四七〇番 二番
 四六八番 三番
 四七五番 四号及び五号
 四七九番 六号から八号まで
 四五五番 九号及び十四号
 四六四番 十号、十二号及び十三号
 四八四番 十一号
 三五六番 十五号から十九号まで
 三五六番 二十号及び二十一号
 三六〇番 二十二号
 三六〇番 二十三号及び二十四号

国土交通大臣 前田 武志
 平成二十四年三月一日